

2月8日（月）、10日（水）入札制度改正説明会（工事） 質問と回答

- Q 総合評価落札方式（1億円以上）の工事で発注件数はどのくらいか。
- A 1億円以上の工事全てが総合評価落札方式で発注するわけではない。総合評価落札方式として発注することが妥当とされる工事をいくつか選定したいと考えている。
- Q 低入札価格調査と総合評価落札方式を併用し発注するのか。
- A 低入札価格調査と総合評価落札方式を併用した発注を考えている。
- Q 低入札価格調査制度で、調査基準価格を下回る応札で品質は確保されているか。
- A 調査基準価格を下回っても工事の品質は確保されている状況である。
- Q 施工時期の平準化について、今年度に発注される動きはあるのか。
- A 発注予定はある。
- Q 総合評価落札方式の技術評価点 ②⑤工事成績評価点や④優良表彰の回数、⑥地域要件は、どのように配点されるのか。（配点基準はどうなるのか。）
- A 技術評価点は発注案件毎に公表する。現時点では、評価項目、評価内容、配点をお示ししている。
- Q 改正後、低入札価格調査制度の落札率は何%くらい上がるのか。
- A 概ね5%くらい上がると考えている。
- Q 鋼構造物工は、最低制限価格が設定されていなかったが、改正後は公契連モデルに準拠した表を基にすべての案件で最低制限価格は設定していくのか。
- A 積算上、積算単価がなく見積価格を採用する場合には、最低制限価格を設定しない場合がある。
- Q 発注公告時の仕様書は、できるだけ細部まで開示してもらわないと積算ができないが、どの程度まで開示してもらえるのか。
- A 積算資料で公表している部分もあるが、今後の開示の仕方について検討中である。

Q 質問書を FAX すると、担当者から電話で回答がくる。質問内容を不公平が無いように公開してもらえないか。

A 質問内容にもよるが、発注課とも協議する。

Q 設計書に大きな違算があった場合、どうするのか。

A 発注公告中に違算が見つかり、入札中止にしたケースはある。違算のないように努める。

Q 2月8日、10日の入札制度改正説明会の内容、質問や回答について、公表してもらえるのか。

A 松阪市ホームページで公表します。

2月8日（月）入札制度改正説明会（測量・設計等） 質問と回答

Q 低入札価格調査制度や総合評価落札方式は、測量コンサル業者には関係はないのか。

A 低入札価格調査制度や総合評価落札方式は建設工事において運用するため、業務委託には該当しない。